

## 食物アレルギーのあるお子様への対応について

食物アレルギーによる食事制限を必要とするお子様に対しては、医師の診断書に基づき、対応可能な範囲で除去食や代替食を提供します。集団給食のため限界もありますが、『安心安全な食事』を基本とし、食物アレルギー対応については、ご家庭と協力し合って取り組んでいきたいと考えております。

### 1. 保育園での食物アレルギー対応

- (1) 食物アレルギーに対する食事制限は、「生活管理指導表（医師の診断書）」を年1回以上提出していただき、医師の診断に基づき可能な範囲で行います。  
「生活管理指導表」の提出がない場合は、給食提供ができません。  
但し、在園児で年1回の提出が困難な場合は、食材やアレルギー症状をふまえて検討します。
- (2) 家庭でも医師の指示に基づき、食物アレルギー対応をしていることが前提であり、予防のための食事制限はいたしません。
- (3) 保育園とご家庭が共に取り組むために、健康状態や調理方法などを話し合いながら進めていきます。
- (4) 園での専用トレイや色つき食器、名札を付けるなど配慮します。
- (5) 微量でも重症化する恐れがある場合や食物アレルギーの原因食品が多種にわたる場合、アナフィラキシー症状が重い場合など、ご家庭と相談の上、お弁当等をご自宅から持参していただくことがあります。
- (6) 土曜保育、延長保育は、安心安全な食事提供の観点から、食物アレルギー対応が困難であり、お受けできない場合やお弁当対応になる場合があります。  
**※申請される場合は、前月までにご相談ください。**
- (7) **一時保育などの利用者については、日頃の健康状態の把握が難しく、食物アレルギーの発症診断が遅れる場合があります。お弁当持参をお願いします。**
- (8) 保育園での食物アレルギー対応は、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、当施設で作成したアレルギー対応マニュアルに従って、取り組みます。

### 2. 保護者へのお願い

- (1) 毎月、食物アレルギーに対応した「食物アレルギー対応献立表」を配布しますので、間違いがないかご確認ください。  
※園で使用しない食材については、献立の確認は行いません。（様式6）
- (2) 年1回以上の定期的な医療機関の受診をお願いします。食物アレルギーが改善したり、食品除去の程度が変わったりするなど、対応の必要がなくなる場合があります。
- (3) 除去食品を家庭で医師の指示のもと数回試して問題がない場合、医師の指示のもと「食物アレルギー除去食品の解除申出書」「生活管理指導表」を園に提出していただき、対応内容をよく確認してから除去食品を解除します。（様式7）
- (4) お休みの場合は食事準備の都合上、**8：30までにご連絡を下さるようお願いいたします。**

保育所におけるアレルギー対応の取り組みに同意します。

令和 年 月 日 保護者署名 印